「川辺町第5次総合計画(案)」の概要について

1. 総合計画の趣旨

全国に現在1,742ある市町村(H26.1月現在)は、すべて同じように発展するものではありません。それぞれの地域の固有の歴史、文化、地理的条件等によりそれぞれ違った理想像があり、それに向かっていろんな手法を使ってまちづくりを進める必要があります。 各まちの特色を踏まえた上で、「どんなまちを目指すか」を示す指針としての計画が総合計画です。

また、行政を行う財源は限られているため、住民の皆さんからの要望に全て応えることはできません。限られた財源を有効に効率的に活用し行財政運営を行うための計画が総合計画です。

以上のように、地域性をもった独自性ある施策を計画的に進めるため、限られた財源を 有効に、効率的に配分して、各施策を効率よく実施するための指針としての計画が、「総合 計画」です。

2. 川辺町第5次総合計画(案)の構成

川辺町第 5 次総合計画(案)は、川辺町のまちづくりを進めるための基本理念や、目指すべき町の姿とその町の姿を実現するための施策を明らかにするための計画で、体系的、計画的に事業を進めていくための指針となるものです。川辺町が行っている都市基盤整備や福祉などさまざまな施策の基本となり、全ての事務事業はこの計画をもとに行われます。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三つの要素で構成されています。

※今回パブリックコメントを募集するのは、基本構想と基本計画についてです。

【基本構想とは】

今後のまちづくりの目標である将来像を示し、それを実現するための基本的な方向性を 示したものです。計画期間は10年としています。

【基本計画とは】

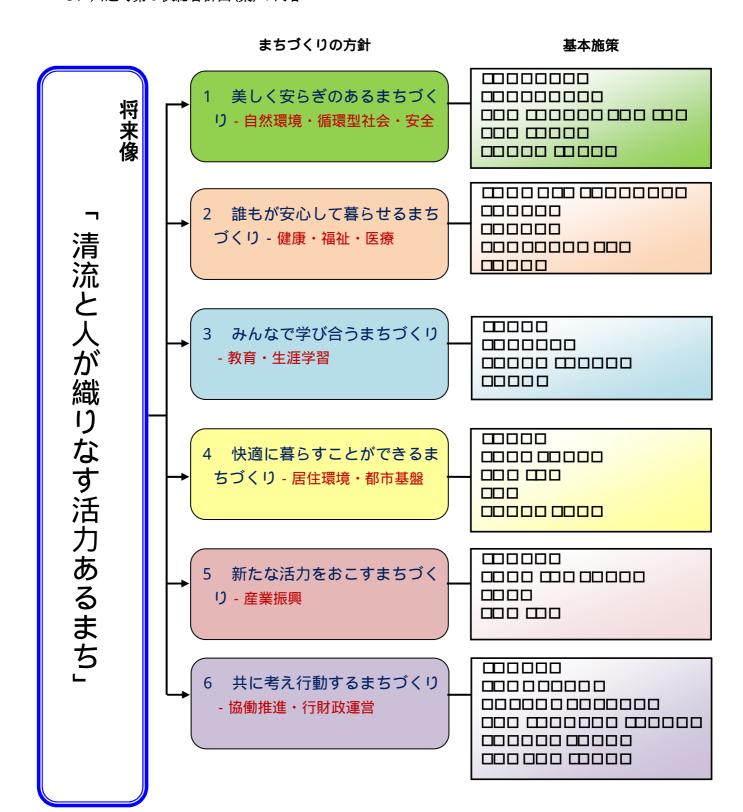
基本構想を実現するための施策や事業を体系的に示すとともに、重点的に取り組むべき 事業や、施策・事業の推進のための行財政運営のあり方などを示したものです。総合計画 の計画期間中の概ね前期5年、後期5年として捉え、社会情勢等により見直しをします。

【実施計画とは】(平成26年度に作成します。)

基本計画で示した施策や事業を実際に行うための具体的な計画です。

基本計画を踏まえて、この先3年間の計画を毎年、ローリング方式で定めます。

3. 川辺町第5次総合計画(案)の内容



4. 根拠法令等

「川辺町議会の議決すべき事件に関する条例」

5. パブリックコメント募集期間

平成 26 年 3 月 10 日~平成 26 年 4 月 9 日